

西方町 地域協議会だより

2013年7月 第9号

西方地域の人口・世帯数
 人口総数 6,575人
 男 3,250人
 女 3,325人
 世帯数 2,141世帯
 平成25年6月30日現在

発行：西方町地域協議会研究会 / 編集：広報部会 / 平成25年7月19日発行



「思いやる 心ひとつで 事故はゼロ」 花いっぱい運動

6月16日(日)、あいにくの小雨の中、栃木地区交通安全協会西方支部女性部会による「花いっぱい運動」が実施されました。
 この事業は、交通安全を祈願して毎年行われているもので、今年も会員約40名が参加し、日々草の植え付けを行い、その後、植え付けたプランターは西方総合支所や駐在所等の公共施設に配られました。



新たな年度を迎え、地域協議会委員の改選も行われ、地域を良く知る住民代表15名が二期目の地域協議会委員として市長より委嘱を受けました。
 不肖、私が委員皆様の温かいご推挙により、引き続き会長職を担うこととなりました。改めて職務の責任の重さに身の引き締まる思いであります。幸いに委嘱を受けた他の委員の方々は、様々な分野でご活躍され、地域の実情に精通した素晴らしい人材でありますので心強く思っております。
 かねてからの合併論議の中で、住民の不安解消が不可欠でありました。これからも、市の重要事項の決定の際には地域の意見を集約し提言等を行ったり、各地域の文化や伝統を活かした、より一層のまちづくりを实践することができると、地域協議会の存在、役割は正に重要であります。
 委員一同、協議会の充実・発展、更には西方地域のまちづくりの要となるよう取り組んで参る所存ですので、皆様の引き続きのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。



就任あいさつ

会長 和賀井政雄

平成25年度 第2回 西方町地域協議会

平成25年5月22日(水)

◇議事◇

【報告事項】

- ① 栃木市市民会議条例の制定について
- ② 栃木市観光基本計画策定について
- ③ 栃木市都市マスタープランの中間報告について
- ④ 栃木市景観計画の中間報告について

【総合政策課】 栃木市市民会議条例の制定について

栃木市では、栃木市自治基本条例第44条に基づき、栃木市市民会議を設置し、自治基本条例の検証や総合計画及び行政改革大綱・財政自立計画の進捗管理等を行うため、栃木市市民会議の運営等に関する必要な事項を定める条例を制定します。



【概要】

栃木市市民会議の趣旨、委員の構成、会議の公開、会議録、部会の設置、庶務等について条例で定めます。

【栃木市市民会議条例】(案)

(趣旨) 第1条

この条例は、栃木市自治基本条例(平成24年栃木市条例第27号)第44条第1項の規定に基づき設置する栃木市市民会議(以下「市民会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務) 第2条

市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検証し、市長に報告するものとする。

- (1) 栃木市自治基本条例の施行状況等及び同条例の改善に関する事項
- (2) 栃木市総合計画及び行政改革大綱・財政自立計画の進捗管理に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織) 第3条

市民会議は、70人以内の委員をもって組織する。

- 2 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 公募による者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期) 第4条

市民会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長) 第5条

市民会議に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議) 第6条

市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後、最初の会議は、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会) 第7条

市民会議に、必要な調査及び検討を行うため、部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

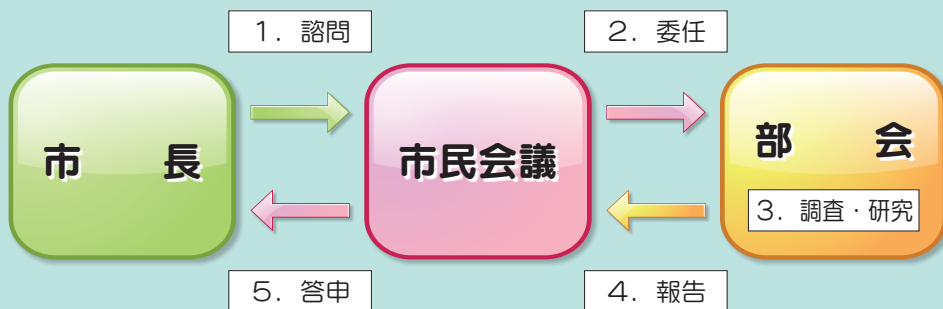
3 部会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任) 第8条

この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は規則で定める。

附則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

【市民会議の役割、流れについて】



栃木市観光基本計画の策定に
ついて
【商工観光課】

栃木市では合併により、これまで以上に恵まれた自然環境、農産物、さらには名所・旧跡や祭り、伝統芸能、観光施設など、多くの資源を有することとなり、これらの有効的な活用が必要となつていことから「栃木市観光基本計画」の策定を行います。

【趣旨】

平成18年の観光立国推進基本法の制定以降、観光庁の発足をはじめとして、観光立国に向けた様々な取り組みが進められていますが、全国各



地の観光地では、宿泊客数の減少傾向が続いており、地域活力の低下も懸念されています。

栃木市では、観光振興による交流人口の拡大等を図り、地域を活性化することが求められるとともに、経済効果としての関連産業への波及や地域雇用の拡大にも期待が大きいことから、観光の振興には重点的な対応が求められています。

合併により多くの観光資源を有することになった栃木市では、観光資源を取りまく現状と課題を抽出・分析し、観光振興の指針を示すとともに、体系的な施策の展開を図るため、計画の策定を行います。

【計画策定期間】

平成25年4月～平成26年3月

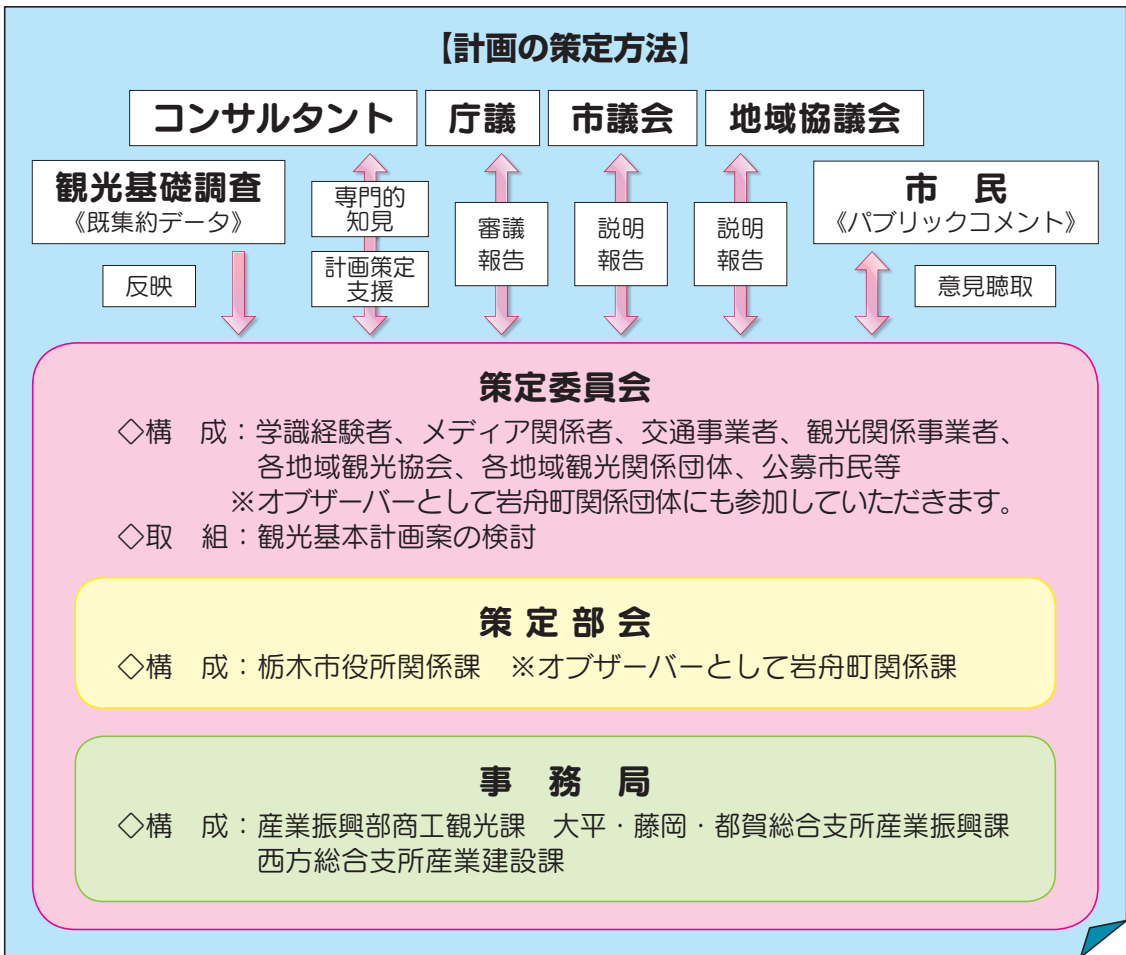
【計画の期間】

平成26年度～平成34年度までの9年間

【計画の方針】

観光立国推進基本計画、新とちぎ観光プラン及び栃木市総合計画をふまえ、栃木市観光基本計画において次の項目を定めます。

- ・ 計画策定の背景と目的
- ・ 計画策定の基本的視点
- ・ 栃木市の観光の現状と課題、地域の特性等
- ・ 計画における基本理念と方針



- ・ 栃木市の観光施策と戦略的重点施策
- ・ 地域別計画
- ・ 計画の実現に向けて

- 【計画策定スケジュール】
- ・ 11月 議会への素案報告
 - ・ 11月～12月 パブリックコメント
 - ・ 3月 公表

地域の話題



お箸名人になろう

6月10日(月)、なかよしこども園の3歳から5歳児を対象に、ボランティア団体のヘルシーアップクラブと食生活改善推進協議会の共催で、お箸の持ち方指導が行われました。子どもたちは指体操をしたり、大型絵本を見たり、楽しみながらゆっくりと何度も練習していました。

マイ・チャレンジ

6月24日～26日の三日間、西方中二年生が「マイ・チャレンジ」と称して、市内の各事業所で職場体験学習を行いました。この学習は、働くことへの関心や理解を深め、将来設計に役立てようと毎年行われているもので、生徒たちはそれぞれの事業所で慣れない仕事に熱心に取り組みました。



マイチャレンジ実施中
西方中



6/15
真名子小
運動会



6/5
西方小・真名子小
町探検



5/27
西方小
田植え体験



お知らせ

○今後の地域協議会開催予定

【日時】

第3回 平成25年7月24日(水)
午後1時30分～

第4回 平成25年8月28日(水)
午後1時30分～

【場所】西方公民館2階大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は開始時刻までに会場へお越し下さい。なお、会議は内容により非公開になる場合があります。

地域協議会の情報は、市のホームページでご覧いただけます。



西方町地域協議会だより 第9号

平成25年7月19日発行

発行 西方町地域協議会研究会

編集 広報部会

〒322-0692

栃木市西方町本城1番地

西方総合支所地域まちづくり課

【電話】0282-92-0300

【FAX】0282-92-2611

【E-mail】n-chiiki@city.tochigi.lg.jp